

令和3年度

第19回東京都安全・安心まちづくり協議会総会

令和3年6月24日（木）

午後 3 時 30 分開会

○都民安全推進本部長 ただ今から第 19 回東京都安全・安心まちづくり協議会総会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございます。本日の進行を務めます、東京都都民安全推進本部長の國枝です。よろしくお願いいたします。

総会開催にあたり、本来であれば東京都安全・安心まちづくり協議会の会長であります、小池知事からご挨拶申し上げるところ、報道にもございましたとおり、急遽公務を控えることになりましたので、多羅尾副知事が知事の挨拶を代読させていただきます。

多羅尾副知事、よろしくお願いいたします。

○多羅尾副知事 それでは恐縮でございますが、知事が静養中のため、知事の挨拶を預かってきております。代読をさせていただきます。

東京都安全・安心まちづくり協議会会長として、一言ご挨拶をさせていただきます。

昨年度は書面開催を余儀なくされた本協議会も、今回はオンラインで委員の皆さまとこのようにつながることができました。新型コロナとの闘いの中にあっても、皆さまは感染拡大防止の様々な工夫を凝らしながら、地道な取り組みを継続しておられます。その成果は着実に表れ、治安状況は改善し続けております。都民の防犯意識の向上や、犯罪防止のための環境整備も進んでいると実感しています。改めて感謝を申し上げます。

一方で現在は大きな社会変革の只中にあります。私たちはコロナ禍を乗り越えた先に、ただ元の東京に戻るのではなく、より強靱で持続可能な都市へと進化していかなければなりません。このサステナブル・リカバリーを実現するための大前提が、安全安心であり、時代の変化も見据えた対応が必要となります。

まず、安全安心は地域の様々な方々の連携の上に成り立っています。地域のつながりを強化し、生活に安全・安心を実感できてこそ、私たちの日々の活動は持続可能なものとなります。東京都は大東京防犯ネットワークにおけるデジタルの活用や、市民ランナーなどによる子供の見守り活動を進めております。デジタルやボランティアといった力を最大限活かして、地域活動を支援し、地域の防犯力をさらに強化してまいります。

社会の変革期には、人々の不安に付け込む犯罪も出てきます。特殊詐欺では新型コロナウイルスに関連した新たな手口も報告されております。警視庁や区市町村、金融機関などと連携し、卑劣な犯罪を絶対に見逃さないことで、都民の皆さまの安心を高めてまいります。

また本日の協議会では、AIを活用した万引防止の先進事例や、防犯設備の最新技術について講演をいただきます。最先端の技術が持つ可能性をぜひご確認ください。

新型コロナとの闘いは、対面接触を前提としたこれまでのコミュニケーションを大きく変えました。そうした中、皆さまと力を合わせ創意工夫を凝らし、これまで以上に強い新しいつながりを築きあげていきたいと思っております。そして新しい時代を支える安全安心のあるべき姿を共に追求してまいります。

結びに本日お集りの皆さまの益々のご活躍を祈念し、挨拶とさせていただきます。以上でございます。

○都民安全推進本部長 ありがとうございます。引き続きまして、会長代行であります斉藤警視総監からご挨拶申し上げます。斉藤警視総監よろしくお願いたします。

○斉藤警視総監 皆さんこんにちは。警視総監の斉藤です。

皆さま方には平素から安心・安全まちづくりを始め、警視庁の各種活動に対して深いご理解とご協力をいただいております。厚く御礼を申し上げます。

都内における刑法犯認知件数は、平成14年の約30万件をピークに、18年連続で減少しており、昨年は約8万3千件で、ピーク時の3分の1以下の水準にまで減少いたしました。

こうした成果は皆さま方をはじめ、関係機関や団体、そして住民の皆さま方のたゆまぬ努力の賜物でございます。

とりわけ昨年来のコロナ禍で、感染防止のため従来型の活動が制約をされる中で、創意工夫を凝らして各種活動に取り組んでいただきました。改めてそのご尽力に対して敬意と謝意を表する次第であります。

数字の上では着実に治安は回復をしておりますが、毎年東京都が行っている世論調査では、都政への要望で「治安対策」が常に上位に入っております。中でも子どもに対する犯罪が起きにくい環境の整備や、特殊詐欺や悪質商法の被害防止への要望が高く、都民の皆さまの安全・安心を願うお気持ちは極めて大きいものと感じております。

現下の犯罪情勢を見ますと、依然として特殊詐欺が高い水準で推移しており、新たにワクチン接種の予約金等をかたったり、持続化給付金を狙ったりする詐欺のほか、休業や営業時間を短縮されている店舗を狙った侵入窃盗など、コロナ禍に乗じた犯罪が発生しているほか、子供や女性を狙った犯罪も依然として後を絶たず、まだまだ課題は多いものと認識をしております。

警視庁ではこれらの課題を念頭に置きながら、都民の皆さまが不安に感じる犯罪の取り締まりを徹底することはもちろん、防犯ボランティア活動支援による自主的な犯罪防止活動の促進、街頭防犯カメラの設置支援等による犯罪防止に配慮した環境整備の促進、通学路等の点検や、その結果を踏まえた登下校時の見守り活動による子供の安全確保など、関係機関や団体、住民の方々と連携して引き続き安全・安心まちづくりに積極的に取り組んでまいります。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催まで 1 カ月を切った今、世界一安全な都市東京のすばらしさを発信できるよう、また大会後におきましても引き続き世界に誇る東京の治安の良さを維持できるよう、各種対策を強力で推進してまいりますので、皆さま方にはより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びにご列席の皆さま方のご活躍を心から懸念申しあげまして、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○都民安全推進本部長 ありがとうございます。ここで多羅尾副知事、斉藤警視総監は、公務のため退席させていただきます。

○事務局職員 これより議事に入りますので、カメラ機能をオフにさせていただきますようお願いいたします。

○都民安全推進本部長 それでは議事に入ります。議事につきましては議事次第にしたがいまして進めさせていただきます。まず、東京都安全・安心まちづくり協議会の令和 3 年度の協議会活動方針等について、事務局から説明いたします。

○治安対策担当部長 東京都都民安全推進本部治安対策担当部長の斎田と申します。本日はよろしくお願いいたします。令和 3 年度の活動方針計画案について事務局から説明させていただきます。

まず資料 1 をご覧ください。本協議会として作成する活動方針及び計画となります。

す。

「Ⅰ、概要」についてご説明いたします。活動方針活動計画の策定にあたり、直近の都内の治安状況等と、これを踏まえた具体的な取組の方向を示すものでございます。

都内の刑法犯の認知件数は、去年は約8万2千件と、戦後最少を更新しております。

しかしながら高齢者や女性、子供といった弱者が被害者となる事案が後を絶ちません。都民の皆さまの要望も「治安対策」は常に上位となっており、安全・安心に対する期待は非常に高いものとなっております。

また、新型コロナウイルス感染症との長い闘いが続く中、東京2020大会を来月に控えるなど、安全で安心な街東京の実現は引き続き重要な課題でございます。

そのためにはコロナ禍で生じた社会の変化や、浮き彫りとなった課題を踏まえ、これまで以上に関係団体がその総力を結集して取り組んでいくことが不可欠であり、令和3年度につきましても本協議会の基本方針を策定し、取組を推進してまいりたいと考えております。

次に「Ⅱ、活動方針」でございますが、昨年度と同じく「自助・共助の精神による安全・安心まちづくりの推進」、「協議会の総力を発揮した安全安心まちづくりの推進」、「総合的な安全安心まちづくりの推進」の3つを掲げております。

「Ⅲ、活動計画」では活動方針の下、6つの具体的な活動計画を定めさせていただきました。

続きまして資料2でございます。

各団体様からいただきました令和3年度の活動計画を取りまとめたものでございます。

本年度は特に新型コロナウイルスとの闘いの中で生じた社会の変化や課題を踏まえ、工夫を凝らした取組を計画していただいております。

このほかにもそれぞれの事業分野における取組が掲げられております。東京の安全・安心をさらに確かなものとするため、令和3年度活動方針活動計画に基づき、活動を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

次に資料3でございますが、ここでは東京都及び警視庁の新規事業を簡単にご紹介させていただきます。

副知事が代読いたしました知事の挨拶にもございましたが、地域の防犯意識を高め

るため、日常生活の活動の中に見守りの視点を取り入れて行う、いわゆる「ながら見守り」活動を行う団体の結成を促進するため、「防犯ボランティア団体結成促進事業」を開始いたします。各団体様におかれましても、ぜひご協力いただきたいと思います。

警視庁ではこれまで新宿区歌舞伎町に設置した防犯スピーカーについて、新たに豊島区池袋地区に設置いたします。これまで取り組んできた事業につきましても、引き続き着実に実施してまいりますのでご協力のほどをよろしくお願いいたします。

次に資料4、資料5でございますが、こちらはそれぞれ各団体様、東京都・警視庁の令和2年度の活動報告となります。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、これまでの手法は実施が難しくなった事業もある中で、様々な工夫を凝らし、安全・安心まちづくりの取り組みを実施していただいております。この場を借りてお礼申し上げます。

最後に資料6でございますが、令和2年度の都内区市町村の取組内容をまとめたものでございます。各区市町村とも、これまでの取組に加え、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた活動に努めているところでございます。本資料をご覧ください、引き続きそれぞれの取組へのご理解ご協力をいただきたく、よろしくお願いいたします。

活動方針・計画案についての説明は以上でございます。

- 都民安全推進本部長 それでは質疑応答に移ります。ここまでの内容につきまして、ご質問ご意見等がございましたらご発言いただきたいと思います。私のほうから指名させていただきます。オンライン会議の例に習いまして、ご発言のある方は挙手のボタンをお願いいたします。画面下のメニューバーにあります点が3つ並んでいる箇所を押していただき、一覧から「手を挙げる」を押していただきますと、挙手の状態になります。オンライン会議については私も不慣れでご迷惑をおかけいたしております。皆さまのご理解に感謝申し上げます。ご発言のある方はどうぞカメラ機能をオンにして挙手をお願いします。
- 事務局職員 それでは住団連の小田様が挙手されておりますので、ご発言いただきたいと思います。カメラはすでにオンになっていますので、マイクをオンにしてご発言をお願いいたします。

○小田 ありがとうございます。

4番目の犯罪の防止に配慮した環境整備のところで、住宅の防犯性の向上というのがあります。私どももとても大事なテーマだと思っておるのですが、具体的にはどういう活動を検討されているのか教えていただければ、我々も共に同じ活動を行うことができると思いますのでご教示いただければと思います。以上です。

○事務局職員 はい。個別具体的な事業の内容のご質問ということでございますので、この場ではいったん事務局のほうで引き取りをさせていただきまして、のちほどこちらのほうからご回答させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○小田 はい。承知いたしました。

○事務局職員 小田様ありがとうございました。

○都民安全推進本部長 ご発言ありがとうございました。それでは議事につきましては、ご承認とさせていただきます。ご承認いただいた活動方針計画等に基づきまして、安全・安心まちづくりの推進にさらに取り組んでまいりたいと思っております。引き続き皆さまご協力をよろしくお願いたします。ここまでの議事へのご協力まことにありがとうございました。

○事務局職員 それでは引き続きまして講演に移りたいと思っております。準備をいたしますので少々お待ちください。

○治安対策担当部長

皆さまお待たせいたしました。それでは講演に移ります。最初の講演は、NPO 法人全国万引犯罪防止機構政策広報委員会委員長、菊間千乃様に講師を務めていただきます。全国万引犯罪防止機構は高齢者の万引、外国人窃盗団による組織的万引、インターネットを利用した盗品の換金など、企業、個人では対応が困難な問題を解決するため、様々な活動を行っている団体です。本日は「防犯カメラを活用した犯罪防止プロジェクトの報告と今後の展望」につきましてご講演いただきます。それでは菊間様よろしくお願いたします。

○菊間 ただ今ご紹介いただきました弁護士の菊間と申します。よろしくお願いたします。今日はですね。NPO 法人万引防止機構の政策広報委員長ということでお話をさせていただきます。今少しご紹介もいただきましたが、この万引防止機構というの

は日本で唯一その名のとおり万引を防止するために作られた NPO 法人ということで、例えばスーパーマーケットですとか、ドラッグストアなどの小売業者の方が会員となり、万引対策について検討や提言を行っている団体です。今年の 2 月に個人情報保護委員会より認定個人情報保護団体にも認定していただきました。

それでは早速進めさせていただきます。今日の内容ですが、日本の万引問題というのは、皆さん万引というと青少年の万引が一番最初の頭にくるかもしれないんですが、今、日本で問題となっている万引は、一番最初は高齢者の数の増加ということです。それから外国人の集団窃盗、そして再犯率の高さ、同じ方が何度も万引をする。ここが問題になっております。今回は再犯を防ぐという観点から、渋谷の複数の書店が協力して、渋谷プロジェクトというものを立ち上げましたので、その仕組みと今のところ出ている結果などについてお話をさせていただきたいと思っております。

まず万引犯罪の現状なんですが、全刑法犯の数というのは 2020 年が 61 万件で、戦後最低なんですね。前年比マイナス 11.8% ということで減っていると。では万引の数はどうかというと、このグラフの下にある紫の棒グラフなんですね。数自体は実数は減っているんですが、全刑法犯に占める万引犯の割合はどのぐらいかということ、この真ん中にあるピンクの線なんですが、ぐぐぐっと伸びていて、去年は 14.2% と。つまり刑法犯全体は減っているその減るスピードに、万引犯罪が減るスピードは合っていないと。万引は緩やかということで、あまり減っていないところがこの図から見ていただけるのではないかと思います。

その中でもドラッグストアとかスーパーマーケットとか衣料品店とか、様々な小売業者の方が被害に遭ってはいらっしゃるんですが、特に今回は本屋さんの万引の被害というところにスポットをあてたプロジェクトについてお話をさせていただきます。これは平成 20 年日本出版インフラセンターによる、書店万引調査等結果概要というもので調べたものなんですけれども、調査したお店で売り上げに対して一体どのぐらい万引で被害を受けているかという率を出してみました。それが 1.41% と。これを金額に直すと、下に書いてある金額なんですが、全国の書店で推定で 1 年間万引だけで 193 億円以上の損害が出ているということなんですね。皆さんはニュースなどで最近では Amazon などの台頭もあって、実際の街の本屋さんの売り上げが減ってきていて、苦境に立たされているというニュースをご覧になったかと思うんですけども、

それだけむしろそういう状況にある中で、さらにこういった万引被害が全国の書店の皆さんの生活に追い打ちをかけているという状況が見てとれます。

万引というのはですね。書店の場合はまず左側を見ていただきたいんですが、少年による出来心的犯罪という部分が大きかったです。友達に言われてとか、万引をしないと仲間外れにされるなどということから、一番最初に行う犯罪として万引というものが出てきました。自分のために万引をするという方もいますけれども、あとはその買った物を新古書店に売りに行って、現金化して、その現金でまた別の物を買うと。そういう犯罪が従来からあったんですが、今の本屋さんでの万引というのは、どういうことになっているかという右側なんですね。常習者による高額専門書の万引というものが新たに加わってきました。万引防止機構が把握したケースでは、たった1人の方ですよ。方って言うのもあれですけど、たった1人の人が高額な医学書 1,300冊以上を万引して、その金額というのが 1,300 万円以上。その利益を万引だけで挙げたという万引犯がいました。こういう人はですね。高額な専門書を万引して書店で買うよりはちょっと安い値段でネットオークションなどに出品することで、まさかこれが万引されたものだとは知らないネットのユーザーの皆さんがそこから本を買うということで、被害が拡大しているということになっているんですね。

万引の話をする、店の作りにも問題があるんじゃないかという方もいらっしゃるんです。ただそれぞれの書店がですね、例えば今もう人件費、じゃあ1人もう1人雇いましょうかといっても人件費の問題があったり、あと防犯カメラですとか、私服の警備員の方を雇うといっても、それなりに費用がまた掛かってくるので、とてもその万引対策に1店舗が掛けられる金額って限りがあるんですよ。で、そういう中で例えば複数でそのお店に万引に来て、1人が店員さんに話しかけている間にあと2～3人で万引するって、もし計画的に狙われてしまえば防ぐことは困難だと。とてもその各店舗1店舗だけでその万引被害に対して対策をうってそれを防いでいくということについては限りがあるのではないかというのが、この今の常習者による高額専門書の万引などができてからいわれるようになってきました。

そこで各店舗ごとではなく共同で取組をしていこうという動きが出てきています。そのきっかけとなったのが 2017 年に行われました、万引対策強化国際会議というものです。これは万防機構がアメリカの万引対策を行っている専門家ですとか、企業

の方をお呼びして、日本、アメリカの万引対策、日本の万引対策どこが違うのかというところを話し合った会議でした。このときに非常に興味深かったのが、アメリカの方がおっしゃっていたのがですね。アメリカはそのビジネスではどんなに熾烈な競争をしても、防犯ということに関しては相互にスクラムを組んで協力体制を取るんだというお話だったんですね。例えば万引犯の情報をほかの企業とも共有することで、万引犯が自分の店に入ってきたときに注意をしたり、声掛けをして犯罪を抑止するという事で高い効果を挙げているという報告がありました。一方日本はどうかといいますと、それぞれの企業が自分のお店が一体どれだけの万引被害に遭っているのかということ、正確にまず把握しているという店舗が全てではないと思いますし、またその把握していたとしても、それを対外的に発表するかということそれは企業のレピテーションの問題があるということと言わないですか、どういう万引対策をしているかということに関しても、ほかの企業にはそれは開示しない。自分の会社だけでやるというかたちがほとんどです。共同するという状況ではなかったんですね。ただそのアメリカのこういったお話を聞いて、万引防止機構としては日本でも同じような対策を取ることで、より効果的なその万引対策ができるのではないかというふうに思いまして、このときに被害情報および犯人情報の共有活用という宣言を、この国際会議で行ったという流れがありました。その流れの中で、今回の一番お話しする渋谷プロジェクトというものができあがっていきました。

この渋谷プロジェクトなんですが、骨格としてはまず複数の店舗で共同利用するデータをどうやって作るかという問題と、今度作ったデータをどうやって利用するかという問題、そのあと利用したデータをずっと取っておくわけにもいかないですから、どうにかたちで消去するのか、保管するものはどういうデータなのかという、安全安心に皆さんが思っただくように管理するシステムをどう構築するか、この3つのフェーズがありました。これをですね。こちらの図を使ってご説明させていただきます。渋谷プロジェクトはなんですかというふうに聞かれましたら、渋谷にある複数の書店が協力をして、万引や盗撮なども含みます、被害や行為者情報を店舗間で共有をして、万引被害を軽減する、また一般のお客様の快適な店舗利用を妨げるような犯罪を防止していこうというプロジェクトであります。現在このプロジェクトに参加している書店は3店舗になります。プロジェクト開始後に各店舗で万引などの犯罪を行

ったことが確実だということが分かった場合には、その顔画像を含む対象事犯情報を、右にありますプロジェクト事務局のほうに提供をしていただきます。

提供をしていただくデータとしては、このオレンジの箱の中ですね。共同利用データの構築、保管ということで、万引でしたら行われた実行日時、被害の状況、対象者の特徴、防犯カメラ画像、顔認識別データこういったものを送っていただく。送ってもらったプロジェクト事務局のほうで、このデータを蓄積していくことで、共同利用データというものが積み上がっていきます。今度利用するときはどうするのかということなんですが、各店舗の顔認証カメラが、来店した対象者の顔画像と、こちら側のオレンジの箱に入っている共同利用データに保存されている顔画像を照合して、保存された対象者である可能性が高い。つまり以前3店舗のお店のどこかで万引をして、この共同利用データに保存されている人がまたこのお店に来たのではないかという照合をまずするわけですね。照合をすると、店舗内の実務担当者にそれが知らされますので、実務担当者がまず自分の目で目視をしたうえで、で、あ、同じ人だなというふうに思ったら、そこでいきなり犯人扱いをするのではなく、声かけをしたりしながら、お店に来て本を買って帰っていただければそれでいいわけですから、買うまでサポートをすとか、あとは万引をしそうになっていたら声をかけながら万引をしないでお店を出て行ってもらうというかたちで、万引の発生を防止する。これが利用プロセスになります。

第3番目の共同利用するデータはどうなるのかということなんですが、一生持っていく、ずっと蓄積されていくというものではなく、今は5年以内に消去するということになっております。あとは、例えばもし「私のデータは登録されてるんじゃないですか。どうなんですか」という質問が来たときに、どういうかたちで開示請求に応じていくか、そういうこともこのプロジェクト事務局のほうでやっております。参加書店に直接もちろんお客さまからいろいろなご質問が来ると思うんですけども、それに対応していると本業の仕事のほうに支障がきたす部分もあるのではないかとということで、プロジェクト事務局を作りまして、事務局がその辺りの、苦情などの問い合わせ対応ですね。これをするというふうになっております。そしてこのプロジェクト全体の運用、運営については、上に書いてあります運用検証委員会という、個人情報保護法に関するスペシャリスト専門家の方々に、数カ月に1回定期的にこのプロジェ

クトの運用状況を見ていただいて、どこがいいのか、どこがまずいのか、どう開示をしたらもっと良くなるのかということを経験していただくということを行っております。これが渋谷プロジェクトの概要でございます。

ここで今私の説明を聞いて、万引犯の顔画像っていうのは個人情報じゃないかと。それを共同利用するのはいいのかという疑問がわいた方がいらっしゃると思います。そこでこちらなんです、個人情報保護法という法律の 23 条に、共同利用に関する定めがあるんですが、この 23 条はですね。次に掲げる場合というのは、1 項から 5 項に掲げる場合を除くほかは、第三者に提供してはいけないと書いてあるので、これ裏を返すと 1 項から 5 項の場合は提供してもよい。共同利用になりますよということが書いてあります。5 項の 3 号を見ていただくと、特定の者との間で共同して利用される個人データが、特定の者に提供される場合であって、提供されるよということで、あと何が共同して利用されるのかという個人データの項目、それから共同利用するものの範囲、利用するものの利用目的や、個人データの管理についての責任者の名前、こういったものをあらかじめ本人に通知する、または本人が容易に知りうる状態にしているときは、個人データを第三者に提供するその第三者には該当しない。

つまり共同利用としてデータを利用してもいいですよという条文になっているんですね。で、ここにありますので渋谷プロジェクトは、この法律にのっとってですね。このように告知文というものを作りました。プロジェクトが始まる 1 カ月前から各店舗に「渋谷プロジェクト開始のお知らせ」。現在も貼ってあります。共同利用する個人データの項目ですとか、利用するものの範囲、あとは利用目的ですとか、個人データの管理について責任を有する者の名称、あとなにか不安なことがあれば事務局までご連絡をくださいということで、こういった張り紙を出しました。もちろん法律にのっとってやるという部分もあるんですけども、一体何が始まるんだろうと。防犯カメラがお店の入口に付いている。最近そういうお店が増えてきたので、皆さんの中でも防犯カメラに対する嫌悪感とか大丈夫かなとかってそういう気持ちは昔に比べるとだいぶ弱くなってきてるかなという感じが、私はしているんですけども、それでもやっぱり自分の顔が撮られてるかもしれない。それがどう使われるのかって不安だという皆さんの一般のお客さまのその安心とか安全というものを考える意味でも、こういったものをきちんと告知していくということは、大事なのではないかなというふう

に思っております。

実際じゃあこの渋谷プロジェクトをやってどんな効果が出てきたのかということをお話させていただきます。まだ始めて2年ちょっとなんですね。一番上の1年目通期というところを見ていただきたいんですが、事案数53件。これが実際万引の被害が1年目であった53件。各店舗の方が万引の被害があったと言って、それでデータに登録された人数は40名ということです。再来店数13というのは40名の中で常にすでに、13人の方が1年間の間に複数回お店に来店したということです。この再来店数というのがさっき一番最初にお話した、再犯を防ぐという意味ではとても大事になってくるんです。2021年5月、今年の5月ですね。単月で見ていただくと、事案数は7件あったんですが、そのうち6件が再来店した者、犯人による犯行だったということで、再来店率85.7%。非常に高いんですね。じゃあ1年目2年目そんなに高くないのになんでここで高いのかということなんですが、コロナで皆さんマスクをしていたと。マスクでも顔認証がちょっと難しいという部分があったということなんですね。この4月から防犯カメラのバージョンアップが行われまして、今現在3店舗に置いてある設置してあるカメラが、マスクをしていても顔を認知できるようになったということで、それでこの再犯率がぐっと5月になって上がっているんですね。なのでまだ6月が終わってないので6月のデータが出てませんが、今後6月7月積み上がっていくとこの再来店率をもっと高いのではないかと。そうすると1年目2年目のところで、この数字が本当はもっと再来店してたのかもしれないけれども、そこは検知できていなかったのではないかとということが、今現在のデータから分かる情報です。月別で見ていただくと、5月に7件中6件ということが分かりました。こういった月別のデータですとか、時間のデータというものが実はすごく万引の場合は大事になってきて、例えば今回渋谷プロジェクトですけれども、再来店する人はたまたま渋谷に来たついでにその書店で万引をするのか。それとも万引したい本が自分の中に浮かんだから、万引をするためだけにその渋谷に来たのかってというのがどちらかは分かりません。ただこれが毎月毎月って出てくると、もしかしたらこの犯人は毎月渋谷に用事があるので、その例えばセミナーなのか仕事なのか学校なのか分かりませんが、そのついでに来るのかなとかそういう犯人の行動パターンが見えてくるんですね。

各店舗皆さん何曜日とか、何時から何時の間の被害があったかというところを非常

にデータとしては大事にしているのですが、その辺りも共有しながら万引の被害を防いでいこうという試みになっております。渋谷プロジェクトの効果としてはですね。今まではやはりその防犯カメラの画像を共有するというをしていなかったですし、各店舗保存ということもしていなかったところも多いと思うので、その再犯もう一回犯人が来た場合にですね。全ては従業員の記憶なんです。あの人、前に万引した犯人と似ていると。そういうあいまいな中で再犯を防止しようとしてもやっぱり限りがあると。それが今回このプロジェクトによって、顔認証のデータが残っていて、それと今の来店した画像を照合することで、よりデータに基づくことで誤認が減るということはあると思います。あと運用自体をこれは失敗したりですとか、いい加減にやっていたら、一般のお客さまに対する不信感、お客さまの不信感が募りますし、人権侵害とも言われかねないようになりますので、参加している書店の皆さんは本当に日々お勉強し、おざなりになっていないかということで、日々このプロジェクトを動かすということについて神経を張り巡らしながら、日々業務を行っていただいております。お店のほうからはそういうことをやることによって、店員一人一人の防犯意識が高まったという報告がありまして、今現在誤登録ですとかクレームなどは1件もないという状況で運用がされています。また第三者機関、先ほどの検証委員会による検証が行われるということで、自分たちだけで安心・安全にやっているということだけでなく、それをさらにお墨付きをいただけるように第三者の方に定期的にチェックをしていただいているというこの構築システムのかたちも、お客さまに対して安全性を確保するという面では、非常によいのではないかと思います。

ロス率と被害の減少なんですけど、先ほどの防犯カメラのそのマスクの人をどこまで検知できるのかという問題がありましたので、今現段階では固定的な数字は出していません。今後もう少し時間がたったところで、この渋谷プロジェクトとしてどのぐらいのロス率、被害の減少になったかということは、改めて発表させていただこうと思っております。

プロジェクトを通して見えてきた課題なんですけれども、まず分かってきたことは、犯人、万引犯というのは1年以上経過しても再来店するということなんです。前に登録したデータの人があると。今まではそんな万引犯が同じ店に来店なんかするのだろうか。そこはそう思っただけじゃないかというふうに言われていたのが、今回プ

プロジェクトを通すことでそれが分かったということが非常に大きいかなと思います。マスク着用の話はこの一番下に書いてあります。先ほどお話したところなので、あとでお読みいただければと思います。

課題ですが、やはり丸ぼつの下から2つ目ですね。社員間のコミュニケーションを深めて、来店時の接客のレベルアップを図るということです。元々万引というのは声かけをされると、万引する気持ちがなくなるとか、万引をしようと思ってもその犯行をやめるといのが言われているというか、過去万引で捕まった人たちが警察などで取り調べる中でそういうお話をしているので、声かけというのが非常に効果的だということには分かっています。この渋谷プロジェクトで防犯カメラを設置すると、どうしてもあるお客さまからしてみると、お客さまを万引犯じゃないかと疑いながら見ていのではないかという誤解を生むところもあると思うので、むしろ積極的にお客さまに声をかけて、「いらっしゃいませ。ありがとうございました。こんにちは」という声かけをすることが、お店全体の印象を上げていくということにもつながりますし、そういう意味では社員の皆さんのコミュニケーションを深めるということがとても大事になってくる。防犯の意味でも大事だし、このプロジェクトを運用していく上でも大事だということが見えてきたなと思っています。今後とも継続して説明可能なものは全て説明をして、こういう場も含めて情報開示に努めて、とにかくこのプロジェクトは透明性が最も大事なところだと思っていますので、定期的にプロジェクトの進捗状況は、今後も報告をさせていただきたいと思っています。

やはりこのプロジェクトは広げたいんです。ただ万引犯が例えば渋谷のお店だけで万引するわけではなく、新宿だったり池袋だったりいろいろな場所で万引をするかもしれない。ただそこと全てと情報を共有するということは、今現段階ではまだ難しいのではないかという検証委員会の意見もありまして、その辺りは考えながら。あとは書店ではなく今度ドラッグストアとかスーパーマーケットで、地区で連携するというかたちも考えられると思うんですが、その場合はまた万引のされ方とか、被害品とかにおいて、どういうふうなかたちで今第一段階第二段階第三段階と渋谷プロジェクトの中でお話したシステムをですね、構築したらいいのかということは、店舗の種別によって違うと思いますので、その辺りもぜひ検討するにあたっては万引防止機構にご相談いただければ、いろいろ知見のご提供ご協力ができるのではないかと考えていま

す。渋谷でとどまらずこういった試みはぜひ全国に広げていけたらなというふうに考えております。この渋谷プロジェクトというのですね、一番下のところに書いてあるんですが、渋谷の書店がまずやりたいというふうに思いがあり、万引防止機構がそれをサポートし、あとやっぱり渋谷区ですね。渋谷区長がこの動きに賛同してくださって、あと渋谷警察も協力してくださって、こういったプロジェクトが成功に今向かっているというところで、やはり行政の後押しが一番力になるなということ強く思っています。

そういう意味で最後ですね。少し行政も含めた万引防止の取り組みについて、お話をさせていただこうと思います。まず一つ目が足立区なんですけど、足立区は平成13年度刑法犯の認知件数が都内ワーストだった。ここから脱却したいということで、近藤区長がリーダーシップを取って様々な運動を展開なさいました。まず一つがビューティフルウィンドウズ運動というものなんですけど、これは次のページにあります。アメリカのニューヨークですね。割れた窓ガラスを放置するような軽微なことから、地域全体が荒廃して犯罪も増えていく「割れ窓理論」というものがありまして、これを参考に街を美しくしていくことによって犯罪を減らしていこうと。それがビューティフルウィンドウズ運動なんです。これ戻っていただくと、区長が先導でいろいろやっております。高齢者の万引、一番最初にお話ししましたが、これについてどういう対策を取ったらいいのかという具体的な意見交換をしたり、マイバッグを今プラスチックごみを減らすということで推奨されているんですが、一方マイバッグを持ち込むことによって万引が増えているという現状もありまして、そのマイバッグ使用マナー普及啓発ポスターの足立区版というものを、万引防止機構でちょっとお手伝いして配布しているなどということもあります。ほかにどんなことをやっているかというところ、地域防犯ボランティアですとか、この私はワンチャリツーロックがっちりロックって、これがすごいなって思ったんですけども、足立区はすごく自転車の窃盗が多いんです。そこでそもそも自転車に鍵をかけないで駅前とかに置いていく方が多かったそうなんです。それによって盗まれるということになっていたと。そこで区の職員らが鍵がかかっていない自転車を見つけたら、区の職員が鍵をかけてあげる。それで戻ってきた持主さんに防犯対策を呼びかける。こういう草の根運動をすることによって、区民の皆さんの防犯意識も高まり、窃盗の件数も減っているということなんです。

ね。区民にアンケートを取って、足立区は治安が良いと思いますかというアンケート。これ 20 年前はよいと思うと答えた方が 11% だったんです。それが 2020 年は 61% になっているということで、やっぱりこういうふうに動くことによって、皆さんの気持ちが変わっていきんだなと思います。2020 年は足立区という区に誇りを持っているかというアンケート質問に対して、53% の方がイエスと答えていると。ここも数字がぐっと上がっているというのが、今足立区で目に見えてやっぱりこういう活動をしていくことによって、市民の気持ちも変わっていきんだなという非常に目指すべき、見倣うところがたくさんある事例だなというふうに思いました。

そしてもう一つが神奈川県なんですが、神奈川県はですね。高齢者の万引防止プログラムというのを全国で初めて作って、そこに取り組んだ事例をちょっとご紹介します。これはですね。私が万引防止機構のこういった理事をやっていて、神奈川県の黒岩知事がですね。私のフジテレビ時代の先輩で、お話をして高齢者の万引が日本ですごく問題になっているので、例えば神奈川県で何か取り組みとかやってみたりしませんかって話をしたら、黒岩知事がリーダーシップを取ってよしやろうということで、そこから始まったものなんですね。万引防止機構が県の委託を受けて、この「あなたはひとりぼっちではない」というこういう冊子を作ったりですとか、この冊子をベースになる動画を作りました。単身者編と家族同居編制作をし、これ全て今神奈川県のホームページにアップされておりますので、ご興味ある方はぜひご覧いただきたいなと思います。実際神奈川県で万引をして捕まった高齢者の方にこういった動画を見ていただいて、万引がなぜいけないのかとか、再犯に結び付かないような今対策をやっているところなので、その効果がどうなのかということは、これから少しずつ神奈川県の中で出てきて、また報告があるのではないかとというふうに思っています。

このようにですね、足立区の例もそうですし、神奈川県の例もそうですし、やっぱり行政がやろうって思ったときに、そこで民間と、あとなんととっても、やっぱり一人一人の国民というか、区民というか、市民というか、その皆さんの気持ちじゃないかなというふうに思ってるんですね。自分たちが住んでいる街が安全なのはもちろんうれしいんですけども、その安心・安全を誰かに任せる、行政がやってくれる警察がやってくれるということではなくて、自分たち自身で住みやすい街を作っていこうという意識が高まる場所で、やはりいい街づくりができていっているなというのを、万引を

通して私はいろいろな県ですとか、市の取り組みを見させていただいて感じるところですので、今日ご視聴いただいている皆さんは、非常にその防犯に対する意識も高い皆さん方だと思いますので、ぜひ地域の中でリーダーシップを取っていただいて、より安心・安全な街づくりにご尽力いただけたらと思っております。そして日本の万引防止に私たち万引防止機構も一生懸命取り組んでおりますので、その活動の重要性についてもご理解いただけたら非常にうれしいです。ばーっとしゃべりましたがいかがでしたでしょうか。どうもご静聴ありがとうございました。

○治安対策担当部長 菊間様、意欲的な取り組みを分かりやすくご教示いただきまして大変ありがとうございました。では続きまして公益社団法人日本防犯設備協会三澤賢洋様、野村幸司様からご講演いただきます。日本防犯設備協会は防犯設備等に関する調査研究を通じて、防犯設備等に対する国民の理解を深め、安全で信頼できる防犯設備の普及を図ることで犯罪の防止等に貢献し、国民生活の安全に資するところを目的とした団体です。本日は地域の防犯力を育てる防犯カメラとその最新技術について、ご講演いただきます。それでは三澤さま、野村さまよろしくお願いたします。

○三澤 皆さんこんにちは。公益社団法人日本防犯設備協会特別講師の三澤と申します。今回は映像セキュリティー委員会で4Kカメラシステムなどのリーダーをされたソニーマーケティング株式会社 B2B プロダクツ&ソリューション本部の野村幸司さんと一緒に説明をさせていただきます。

○野村 野村です。よろしくお願いたします。

○三澤 それでは、地域の防犯力を育てる防犯カメラとその最新技術について、目次のように説明をさせていただきます。

それからこれからですね。日本防犯設備協会って長いので日防設というふうに呼びますので、ぜひよろしくお願いたします。それでは日防設の役割についてご説明いたします。日防設は大きく3つの仕事というか役割を持っております。第一は、防犯設備の専門家として防犯設備士と総合防犯設備士の教育と認定及び育成を行っております。現在防犯設備士は約3万名以上の人数が、防犯設備士を登録しております。ここの地図のようにですね。42都道府県に防犯設備士の団体というのができておりまして、関係自治体と連携して安全・安心まちづくりや防犯設備の普及促進、実践しております。東京都ではこの協議会のメンバーの東京都セキュリティー促進協力会が防犯設備

士の団体でございます。

役割の第2は防犯設備の調査研究と基準を作るという役割をもっています。具体的には平成12年、皆さんが一番ご存じだと思いますが、平成12年に安全・安心まちづくり推進要綱というのが発出されました。そのときに照度基準というのが決まっておりました。それを規格化して、照明に結び付けたという話をちょっとさせていただきます。この絵のように照度基準は地面の照度が3ルクスでした。その基準でいきますと人間の顔の約1.5メートル高さの鉛直面照度、横からの照度ですけども、これは大体0.5ルクスになります。次の図は日本防犯協会が作った測定方法です。1.5メートルの高さのところに照度計をずっとこう並べて測定をするという方法で、これはいわゆるLEDにも応用されておりまして、LED型の図が付いております。実際にLED防犯灯、今30メートルぐらい照射できるLED防犯灯の例を出ていますが、こんなところに照度計を全部立てるわけにはいきません。ということで、防犯灯のある大きな測定装置の中に入れて、今細かく光点が十字なところが93カ所あるんですが、ここにですね。全部測定ポイントを置いて、鉛直面照度が0.5ルクス以上あるかどうか測ります。この照度計はですね。一番左側のところ1点だけ、これが0.5ルクスだということで、あとは全部ですね。0.5ルクス以上なんですね。というふうなそれだったらOKだ。こういう測定方法はですね。防犯灯の製造販売会社で作る1社、日本照明工業会も採用しています。で、ということはですね。皆さんが付けている防犯灯が、なぜ均一に0.5ルクスが確保できているかという基礎を作っている。こういうふうな基準を作るのが日防設の役割になっています。それではですね。その0.5ルクスになるとどういうことがいいのかというと、今回カメラに関係してる。防犯カメラの最低被写体照度が0.5ルクス以下であれば、全ての先ほど93とありますが人間の顔がカラーで映るということになります。

第3のポイントですが、第3の役割ですけども、優良防犯機器認定制度RBSSとありますが、防犯機器に関して基準を作って、その基準に基づいてカメラがきちっとできているかという制度を作ると。今度はものづくりのほうに第3の役割があります。RBSSがですね。次の画像をお願いします。RBSSがですね。認定制度ですけども、機器の基準を作ってるだけじゃないんです。認定する申請が来ました。その申請会社

がきちっと品質上左側にあるような保守担保責任であるとか、品質マネジメントちゃんとやってるかとか、生産中止後 7 年間ですね。ちゃんと保守部品持って対応してくれるとか、いうそういうふうな会社自身がそういう能力あるかということ資格審査として試します。で、認定を受けた会社、下に 24 社書いてますけど皆さん多分これを名前見るとですね。ああ知ってる会社たくさんあると思います。ですから日本の防犯カメラについてはですね。この 24 社の機器を全部認定をしているというふうに思ってください。それではですね。機器のほうの基準なんですけど、その前に解像度いきますね。あとで野村さんが非常にすごい解像度のものを見せていただきますけども、今防犯カメラがですね。一番広いピークになっているところ。これ 4 K の解像度ですね。それからオレンジの部分が私どもメガピクセルと言ってますけども、フルハイビジョン、ハイビジョン、SXVGA。こういう高画像の画素数ですね。昔、ちょっと昔ですけども、アナログテレビありましたね。それはブルーの領域の解像度です。カメラのですね。撮像素子、目の部分は大体 3 分の 1 インチサイズで、ほとんど同じです。ということは、この画像が多いと、それだけ面積が小さくなる。つまり細かく見える。それが解像度の原理です。ですから 4 K のですね。一画素の面積っていったら何倍か。これ分かりますよね。倍々倍の大きさ。すごく大きいということは、細かい画像が見えないというふうなことであります。ですから 4 K からフルハイビジョンまで全部 RBSS で規格作ってますので、そういうふうなかたちで解像度というのがあるところちょっと頭にこれ置いといてください。次お願いします。

で、現在のカメラなんですけど、RBSS で認定しているカメラなんですけども、IP インターベース対応っていうのはネットワークカメラです。これは合計 212 型式を認定しています。それから HDISDI っていうのはこれは皆さんなじみがないんですが、放送局が使っているハイビジョン規格を使っているカメラが 14 ぐらいあります。それからアナログ HD というですね。新しく出てきた同軸ケーブルで、を使うけども、フルハイビジョンが送れるという機器が今 20 ぐらい出てきています。で、この一番右側の合計のどこ見ていただくとはですね。メガピクセルつまり、高画素、高解像度のカメラの比率が書いてあります。見てください。2018 年以降認定した機器はほぼ 100%メガピクセルです。で、2017 年以前のほうもですね。6 割ぐらいはメガピクセル。ということは、皆さんが先ほど 24 社の中ですね。いろんなカメラをお使

いになると思いますが、ほとんどフルハイビジョンとハイビジョンの高解像度のカメラを使っているということです。ですからこれから皆さんいろんなカメラをですね。お考えになるとと思いますが、もうメガピクセルが当然だと。前提だとかたちでぜひお考えいただければというふうに思います。次をお願いします。

具体的なカメラの仕様に関してはですね。ここに書いてあるように非常に細かく基準を作っております。明るさに関すること、それからどうやってボケないようにすること含めてですね。カメラの基準があります。同じようにデジタルレコーダーの基準があります。この辺について話しますと1時間もかかってきますから、そこら辺はちょっと割愛いたしますが、こういうふうな防犯カメラに対する要求機能、基準、機能が、たくさんあるんだというふうなことで、ぜひ **RBSS** を信じていただいでですね。認定機器を使っただけであればというふうに思います。それからですね。日本防設備協会はカメラに関するガイドブックを出しております。今お見せしているのはマンションですね。マンションの場合にはどんな基準があつて、どんなカメラをどの位置に、どういうふうに付けばいいかということが分かりやすくなるようなページがあります。はい。次をお願いします。これはですね。皆さんがよく使っています通学路です。この場合にはですね、記録機能とカメラが一体になった電池に付けるスタンドアローンというカメラを使うんですが、そういうふうなのを使ったときはどうなるかというふうな話も、こういうガイドブックに書いてあります。次をお願いします。これはですね。金融機関なんですけど、これちょっと事務所の例と一緒になんですけども、入り口にはどんなカメラ、それから屋外、裏口にはどんなカメラを付けたら、いろんなカメラの種類を使い分ける必要があります。ガイドブックは本当はですね、対面セミナーであれば皆さんにお配りしているんですが、残念ながらそれができないんです。これがカメラのガイドブックです。それから **RBSS** のパンフレットこういうのがあります。もしご興味がある方あれば、東京都の担当者の方に言っていただければお渡しできますので、もしご興味があれば利用してください。そういうことで日防設が作ってきているいろんな制度であるとか、方法であるとかいうものを紹介しました。

次にですね、最新の技術という、非常に興味深いタイトルになっておりますので、そのことに関してはソニーの野村さんのほうにバトンタッチします。よろしくお願ひします。

○野村 はい。野村でございます。それでは引き続きまして私のほうからですね。今三澤さんのほうからご紹介がありました **RBSS** というかたちで、日本防犯設備協会のほうではカメラの基準を定めていますけども、その **RBSS** の中の高度機能と合わせてですね。防犯カメラの最新技術についてご紹介をしていきたいと思えます。**RBSS** の中では、様々な高度機能を定義していますけども、その中でも特に防犯カメラにとって重要なのは、今こちらの画面に出ております高画素、高感度、そしてダイナミックレンジ拡大という3つかなというふうに考えております。この3つはですね。いずれも昔から防犯カメラにとって特に重要とされていた要素だというふうに考えています。では最新の技術ではこういった機能がどこまで進んでいるのかをちょっと見ていきたいと思えます。

初めに高画素ですね。これは今三澤さんのほうからも4K解像度というお話がありました。まさにオリンピックまであと1カ月になりましたけど、オリンピックに合わせてですね。4Kテレビをお買い上げになられた方も多んじゃないかと思えます。で、まさに4K解像度というのはその4Kテレビと同じ解像度 $3,840 \times 2,160$ という解像度があります。この情報量は非常に多くてですね。フルHDいわゆるHDのテレビの約4倍。アナログカメラから比べると27倍もの情報量があります。で、この4Kのカメラを使っただくと、どういうメリットがあるかというところを少しご紹介をします。まず上の絵ですね。これをちょっとご覧いただきたいんですけども、まずは拡大したときにどれだけ鮮明に見えるかという点になります。上の左側がフルエ、いわゆるフルHDの解像度を持つカメラ。

そして右側が4K解像度を持つカメラ。で、このすごい遠いところにですね。日本防犯設備協会ではカメラの評価用に使ってます防犯映像システム評価用チャートが置いてありまして、それをそれぞれで撮影したものです。で、真ん中にそれぞれ拡大したものがあありますが、これをご覧いただくと分かる通り、フルHDはすごくぼけていて見えないものが、4Kだと極めてはっきり見えるということになります。それからもし同じ解像感で撮影をするのであれば、4Kカメラのほうがより広い範囲を撮影できるというメリットがあります。これもうその下にある図のとおりで、フルHDカメラ4台分で撮るべきだったところを4Kカメラ1台でカバーできてしまうということになります。

実際にですね。防犯で使われている例を少しご紹介いたします。今画面に出ておりますのは、マンションの防犯に4Kカメラを活用されている例になります。こちらのマンションでは建屋の屋上に4Kカメラを設置しまして、そこから平面駐車場真上から撮影をしています。そうすることによって非常に高画質で撮られていますので、車へのいたずらなどがあった場合でもですね。犯人の風体ですとか、あるいは服の色とかですね。そういったものがはっきり捉えられるということになります。こちらのマンションの管理組合様では、実際にこのカメラを導入するにあたって、右下の図にありますようなカメラの解像度にある撮影感の違いといったものを実際にテストされて導入をされています、ちなみにこちらのマンションはですね。外廊下のマンションなんですけども、実はそのマンションの建屋を横から撮ってるカメラというのも4Kで設置されています。それは何をしているかといいますと、特殊詐欺の受け子が来たときに、どの部屋に入っていったかというのをあとで証拠として残すために使われています。実際そういう事件が1回あってから、それは導入されたということです。

続きまして2つ目がですね。高感度、感度についてですね。防犯カメラというのは昔から感度というのは非常に重要な要素ですよ。三澤さん。

○三澤 はい。そうですね。私こういう仕事してますから、地域協会からいろいろと話が来るんですけど、ある県でですね。女性がですね。暗い公園というか原っぱに引きずりこまれて殺されたという事件がありまして、そのときにですね。三澤さん。カメラカメラと言ってくるんです、電話で。カメラカメラと言ったって照明ないじゃないかと。そこはね。だからちゃんと照明を付けなさいよと。いうことでやっぱりね、女性は暗いところがやっぱり怖いし、だからそういう意味では照明をつけるというようになりますが、今回のようにカメラ側で逆にそれをクリアするという技術が出てきたということは、非常に新しいですね。取り組みができるというように思いますので、ぜひ解説をお願いします。

○野村 ありがとうございます。ちょっとじゃあ実際に動画をご覧いただこうと思います。今非常におそらく皆さん真っ黒な画面が見えていると思いますが、ちょっと見ていただくと、だんだん明るくなってるのがご理解いただけるかなと思います。今徐々に明るくなって行って、最終的にはですね。カラーで日中のように撮れてますが、もうだいぶ明るくなってきましたですかね。男性がいて今手を振っていますので、

カラーで動画で撮れているのがご理解いただけるとと思います。これ実はですね。暗さは一番最初のこの真っ黒な状態のままなんです。明るくなっていっているのは、カメラの感度を上げていることで、夜なのに真昼のようにカラーで撮れるカメラということになります。はい。今までこういう非常に暗いところで撮ろうとすると、よくこの右下にある絵のようにモノクロになってしまったんですけども、最新のものでしたら暗いところでもカラーで撮れるということで、三澤さんややっぱりこのカラーで撮れるというのも非常に重要なポイントですよ。

○三澤　そうですね。カラーは非常に。例えばねこういう例がありましたよ。マンションで撮ってた、マンションの前を通った車。これをその色によって車を追っかけられたということで、色ってというのが非常に重要な犯人特定っていうか、そのヒントになりますのでね。

○野村　そうですね。この辺が最新のカメラ技術ではカバーされてきているということになります。はい。で、最後の3つ目がですね。ダイナミックレンジ拡大比ということで、これどういう技術かといいますと、今右の絵のほうをまずご覧いただきたいと思いますが、暗いところは黒くつぶれてしまっていて、明るいところは非常に明るくて逆に白飛びしてしまっているんですね。人間の目だところは見えなくて、ちゃんと暗いところも明るいところもきれいに見えているんですけど、カメラって人間の目ほどよくできていなくてですね。

必ずこういうふうに暗いところつぶれて、明るいところは逆に飛んじゃうっていうふうになっちゃうんですね。で、ダイナミックレンジを拡大させることによって、左の絵のように暗いところ人がいたかどうか分からなかったところにもちゃんと人がいるのが見える。あと白く飛んでしまっていたところもきれいにディテールが見えると。いったようなことが実現することができます。で、これにはですね。多重露光という技術が使われています。ちょっと動画のサンプルもご覧いただこうと思います。これ私が暗いところにて、後ろに自発光型の光ってるディスプレイがあって、私の顔よく見えませんし、ディスプレイの白飛びもよく見えなくなっちゃうと思いますが、これをワイドダイナミックレンジ、ダイナミックレンジを拡大すると暗くつぶれていた私の顔が見えて、は、ディスプレイのところもちゃんと見えるということになります。で、この技術はですね。多重露光という技術を使っています、これどういう技術か

といいますと、カメラがお好きな方だったらご理解いただけると思うんですが、暗いところをうまく撮影するためにはシャッタースピードを遅くして、露光時間を長くしてあげます。逆に明るいところをきれいに撮るためには、シャッタースピードをすごく短くして、露光時間をすごい短いかたちで撮影をするということになりますが、30分の1秒の中でこの長いシャッタースピードと短いシャッタースピードの映像を全部で4枚撮影をして、それを1枚の映像に合成することで、暗いところから明るいところまでが見えるようにするという技術になります。で、今までのアナログの時代から実は多重露光という技術自体はあるんですけども、従来は2枚合成までがほとんどだったんですね。最新の技術ですと最新型のCMOSを使うことによって、4枚合成までができるようになりました。この辺が今の最新技術でできる最先端のところになります。はい。ちょっと駆け足で見てきましたけども、こういうかたちでRBSSの高度機能で定義されています高画素、高感度、それからダイナミックレンジ拡大という3つの技術を使うことによって、今までなかなか見えなかったもの、見えにくかったものを見せる。そういったことが最新のカメラ技術で可能になっております。それでは三澤さんのほうにお戻しいたします。

○三澤 はい。今見ていたワイドダイナミックというものですけども、従来の2枚ですとね、値でいくと40dBなんです。大体。45ぐらいまでね。それから4枚シャッターね。実際だとそれは90なんですよ。人間の目をダイナミックに拡大して大体90なんですよ。だからほぼね人間が見えたものは、全部見える。

○野村 なるほど。

○三澤 ええ。いうふうな、カメラでそれができるのはすごいなというようなことですね。

○野村 そうですね。はい。

○三澤 最後にですね。安全・安心まちづくりと個人情報保護法ということで、少し個人情報保護法に関係した部分を少し説明させていただきます。で、左側のほうの図は、表はですね。個人情報の定義です。で、平成ですね。15年法っていうのが旧法といわれているもので、それはですね。黒い文字で今表現されています。で、そのあとにですね。現行法平成27年法というのが出ましたけども、そのときにこの赤い部分が追加されました。ちょっと細かいことなんですがありました。で、15年法のときに

もですね。防犯カメラの画像は、個人を識別できるというレベルになったらですね。個人情報になるんだよというふうに言われてたんですが、上のほうのですね。黒い文字の下のほうにその他の記述等という、一番最後にちらちらとあるんですね。これが実はそうだったんですよ。で、ところでこれじゃみんな分かんないですよ。で、27年法でその内容はですね、下のほう赤いところですね。全部書いていただいたということで、いよいよ防犯カメラの撮影が映像と、それからデジタルレコーダーで記録した記録画像はですね。個人情報になる場合が非常に高くなります。先ほどメガピクセルでいいました。高解像度もうなってるんですよ。ですからそういうふうになる可能性があります。で、そうなることですね。そういう画像を管理する業者さん。これはマンションの管理組合もそうですし、それから商店も、の方もみんなそうです。個人情報取扱事業者になります。

で、そうするとそういう部分についての責務が発生いたします。ただここに書いてあるように、それは利用目的を明確にするとか、適切な取得をするとか、画像の管理をするという、ある意味あたりまえのことをきちっとやれば全然問題はございません。

それからですね。事例なんですけども、宮城県の防犯カメラの設置および運用に関するガイドライン。これはですね。27年法ができたときに、これができたんですけども、その中にですね。設置目的のところ、例えば防災で使う場合とか、それから徘徊老人を発見するために使うとかいうことを目的の中に書かれています。そうすると、防犯カメラだけどそういうふうな目的にも使えるよということきちっと定義することによって、個人情報保護法も目的をこういうふうに設定したということで、もう少し皆さんが使える範囲が広がるというふうなこともあります。ですのでぜひこれからですね。個人情報保護法と皆さんは防犯カメラを使って役立てていくためには、必要なことなのでぜひ検討してください。で、何かもし分からないことあったらですね。先ほど言った東セ協のほうとか、それから日防設のほうにいろいろとご相談いただければ、いろいろと対応させていただきますからよろしくお願ひします。ちょっと速足で地域の防犯力を育てる防犯カメラとその技術。最新技術についてご説明いたしました。ぜひ地域で住民と一緒にあって、防犯力を育てる、高めていくということをご期待しておりますので、私どもも一部お役に立てることがあれば言っただけだと思います。どうもありがとうございました。

○野村 ありがとうございます。

○治安対策担当部長 三澤さま、野村さまありがとうございます。本日までご参加されている皆さまの日頃からのご尽力と共に、防犯カメラ等の確かな技術で地域の安全・安心が守られていると実感できる講演でございました。以上を持ちまして、第19回東京都安全・安心まちづくり協議会総会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中ご参加いただきましてまことにありがとうございました。

午後4時53分閉会